

日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成24年3月12日

教委要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、日進市立図書館(以下「図書館」という。)に所蔵しようとする雑誌のスポンサー(以下「雑誌スポンサー」という。)として広く寄附を募ることにより、新たな図書資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、雑誌スポンサーが購入する雑誌のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、商店その他の団体(以下「事業者」という。)のうち、教育委員会が適当と認めるものとし、個人は対象としない。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌スポンサー決定後において、これらのものに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中であるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (4) 税金等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと教育委員会が認めるもの

(広告内容の審査)

第4条 この要綱により、雑誌スポンサーの掲載する広告の内容の審査は、日進市有料広告掲載に関する要綱(平成18年日進市要綱第65号)及び日進市広告掲載基準(平成19年日進市長決裁)に基づいて行う。

(雑誌の種類)

第5条 雑誌スポンサーの対象とする雑誌の種類は、図書館が所蔵し、かつ、教育委員

会が別に指定する雑誌とする。

(申込み及び決定)

第6条 雑誌スポンサーになろうとする事業者は、前条の規定による雑誌の中から希望する雑誌名を記入し、日進市立図書館雑誌スポンサー申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)に関係書類を添えて教育委員会が別に定める期日までに教育委員会に提出するものとする。なお、教育委員会が別に定める期日までに同一の雑誌について複数の申込みがあったときは抽選とし、期日経過後については先着順とする。

2 前項の申込みを受けた教育委員会は、その内容を審査し、雑誌スポンサーとして広告掲載の可否を決定したときは、日進市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 前項の規定により決定を受けた事業者が、広告内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の1箇月前までに申込書に広告案を添えて教育委員会に提出するものとする。

4 広告内容の変更は、1年度当たり3回を限度とし、その際の手続きは第1項及び第2項の規定を準用する。

(費用負担)

第7条 前条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、当該雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌の納入業者は、当該年度に図書館が指定した納入業者とする。

(広告の表示)

第8条 図書館は、雑誌スポンサーを決定した雑誌に、次に掲げる表示を行う。

- (1) 当該雑誌のカバーの表面に、雑誌スポンサー名
- (2) 当該雑誌のカバーの裏面に、雑誌スポンサーが作成した片面印刷の広告
- (3) 雑誌書架に、雑誌スポンサー名の一覧

2 広告の掲載規格は、別に定める。

(雑誌スポンサーとなる期間)

第9条 雑誌スポンサーとなることができる期間は、教育委員会が第6条第2項の規定により雑誌スポンサーとして決定し、雑誌の購入費用の支払いを完了した月から当該年度の3月末日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに市又は雑誌スポンサー

一のいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

日進市立図書館雑誌スポンサー申込書(新規・継続・変更)

日進市教育委員会 へ

氏名(法人等団体名・代表者氏名)

住所(所在地)

連絡先(電話番号)

日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたり、当社(申込者)は申込日現在において、要綱第3条第2項各号の規定に該当していないことを誓約します。また、日進市の市税等の納税状況を確認することについて同意します。

記

1 希望する雑誌の名称

2 希望する期間(新規・継続・変更)

年 月 ~ 年 3月

※該当するものに○をつけてください。

3 掲載の内容(希望するものにのみ、○をつけてください)

※掲載の内容の適用は雑誌スポンサーとなる期間に限らせていただきます。

希望	掲載の内容
	雑誌最新号のカバーへの雑誌スポンサー名と広告チラシの記載
	雑誌書架への雑誌スポンサー名の記載

※添付する関係書類

- 1 企業、商店その他の団体の定款、規約等設立の目的がわかる書類
- 2 教育委員会が別に定める広告の掲載規格により作成した広告内容の実物案

第2号様式（第6条関係）

日図第 号
年 月 日

日進市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（新規・継続・変更）

氏名（法人等団体名・代表者氏名） _____

住所（所在地） _____

日進市教育委員会

日進市立図書館雑誌スポンサーとして、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
掲載しない
理由
- 2 雑誌の名称 _____
- 3 提供期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日
- 4 広告の内容 別紙のとおり

- 備考
- 雑誌の配架の場所については、図書館が決定します。
 - ご寄贈いただきました雑誌の取扱い（保存、移管、廃棄など）は図書館が決定します。
 - 雑誌スポンサーとなる期間は、支払い完了月から当該年度末までとし、年度途中からも可とします。
 - 雑誌の納入業者への支払いは一括先払いとします。支払い方法は、納入業者とご相談ください。
口座振込みの場合、振込み手数料は雑誌スポンサーの負担となります。
 - 雑誌が休刊した場合や価格変動によって差額分が発生する場合があります。納入業者と協議の上、調整してください。
また、雑誌スポンサーが自身の都合又は日進市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条第2項各号の規定により資格を失った場合は同様に協議の上、調整してください。
 - 雑誌スポンサーの打ち切り、他誌への切り替えなどについては、期間満了の3か月前までに、図書館と協議してください。
 - 期間満了の3箇月前までに市又は雑誌スポンサーいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に1年間継続するものとし、その後においても同様とします。

日進市蟹甲町中島3番地
日進市立図書館
電話 0561-73-4123

別紙

広告の掲載規格

第1 雑誌の最新号のカバーに掲載する広告等の規格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 表面の雑誌スポンサー名の大きさは、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色とする。
- (2) 裏面の広告の大きさは、最新号のカバーに収まるサイズのものとする。

第2 雑誌書架に掲示する雑誌スポンサー名の一覧について、掲載場所、文字サイズ、掲載方法等は、図書館に一任するものとする。